

岩手県公安委員会告示第6号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のとおり行う。

令和8年7月28日

岩手県公安委員会

委員長 谷 村 邦 久

1 講習の期日及び場所

（1） 期日 令和8年10月1日（木）、同月2日（金）及び同月8日（木）

（2） 場所 盛岡市内丸8番10号 岩手県警察本部

2 講習定員 10人（定員に達した場合は、申込みを打ち切る。）

3 受講手続

（1） 受付期間 令和8年8月3日（月）から同月31日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時30分から午後5時までの間（郵送により受講申込書を提出する場合は、令和8年8月31日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。）

（2） 受付場所 岩手県警察本部交通部交通指導課

（3） 提出書類 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼ること。）

（4） 受講手数料 講習初日の受付の際に、駐車監視員資格者講習手数料20,000円を岩手県収入証紙により納付すること。

4 その他

（1） 講習には、筆記用具を持参すること。

（2） 講習の最終日に、筆記による修了考査を行う。

（3） 詳細については、岩手県警察本部交通部交通指導課に問い合わせること。